# 貸借対照表

(2025年3月31日)

## 株式会社セリオガーデン

(単位:円)

		資	産	の	部
	科	目			金 額
流	動	資	産	1111	84,105,114
現:	金 及て	ブ 預	金		65,502,349
売	掛		金		16,842,702
貯	蔵		品		264,830
前	払	費	用		1,446,483
未	収	入	金		39,300
そ	の		他		9,450
жанаянная					
固	定	資	産		49,806,562
有 形	固 :	定資	産		44,483,885
建			物		37,152,899
建 :	物付属	禹 設	備		1,369,233
構	築		物		1,200,339
車	輌 運	搬	具		337,039
<u> </u>	具器具	具 備	品		4,424,375
無形	适 5	定 資	至		
				_	
投資	その仕	也の :	資 産		5,322,677
差	入保	証	金		3,841,000
繰	延税金	全 資	産		1,481,677
繰	延	資	産		
社	債 発	行	費		
資	産	合		計	133,911,676

						(単位:口)
		1	<b></b>	債	の	部
	科	目				金 額
流	動	負		債	量	28,402,952
未	=	払		金	-	12,506,168
未	払	費		用		3,177,296
未	払 法	人	锐	等		2,346,400
未	払消	費	锐	等		2,617,400
前	ė	受		金		4,475,848
預		IJ		金		219,840
賞	与 3	引 当	á	金		3,060,000
固				信	_ 責	99,267,941
長	期	借 入		金	_	60,000,000
長	期	前 受	ļ.	金		32,670,000
資	産除	去(	責	務		6,597,941
***************************************						
	佳				=L	107.070.000
負	債	合		欠式	計	127,670,893
					<b></b> 重の	部
株	主	資	純資	4	<b></b> 重の	<del>部</del> 6,240,783
株	主	資本	純貧	本 金	<b></b> 重の	部
株	主	資	純道	4	<b></b> 重の	<del>部</del> 6,240,783
株 資 資 資	主	資 本 剰	<mark>純</mark>	を 金 金	<b></b> 重の	<del>部</del> 6,240,783
株 資 資 資	主本の他資	資 本 剰	純	を 金 金	<b></b> 重の	<del>部</del> 6,240,783
株 資 資 そ	主本の他資益の	資本 利	統余	金 金 金	<b></b> 重の	部 6,240,783 1,000,000
株 資 資 そ 利 利	主本の他資益の	本剰準利準	統	金 金 金 金 金	<b></b> 重の	部 6,240,783 1,000,000
株 資 資 そ 利 利	主本の他資益が	本 剰 準 ・ 利 単 ・ 益 ・ 利 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	純素	金 金 金 金 金	<b></b> 重の	6,240,783   1,000,000   5,240,783
株 資 資 そ 利 利	主本の他資益の他利	本 剰 準 ・ 利 単 ・ 益 ・ 利 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	純素	金 金 金 金 金	<b></b> 重の	6,240,783   1,000,000   5,240,783   5,240,783
株 資 資 そ 利 利	主本の他資益の他利	本 剰 準 ・ 利 単 ・ 益 ・ 利 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	純	金 金 金 金 金	<b></b> 重の	6,240,783   1,000,000   5,240,783   5,240,783
株資資資を利利を	主本の他益益の他利の無越れる	本 剰 準 本 剰 準 益 益 一 利 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	純素余余	金 金 金 金 金 金	<b>を</b>	6,240,783   1,000,000   5,240,783   5,240,783
	主本の他益益の他利の無越れる	本 剰 準 本 剰 準 益 益 株	純素余余	金 金 金 金 金 金	<b>を</b>	6,240,783   1,000,000   5,240,783   5,240,783
	主本な資の経過である。	本 剰 準 本 剰 準 益 益 株	純素余余	金 金 金 金 金 金	<b>を</b>	6,240,783   1,000,000   5,240,783   5,240,783

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (単位:円)											
		株 主 資 本									
		資本剰余金 利益剰余金									
	資 本 金		その他	咨 太		その他利益剰余金		刮 益	自己株式	株主資本合計	
	Z T W	資 本準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	剰 余 金計	利 益準 備 金	圧縮資産積 立 金	別 途積 立 金	繰 越 益 金	利 益 金合 計	株式	合 計
当 期 首 残 高	1,000,000							△ 531,626	△ 531,626		468,374
事業年度中の変動額	1										
利益準備金の積立											
利益準備金の取崩											
別途積立金の積立											
別途積立金の取崩											
剰余金の配当											
当 期 純 利 益								5,772,409	5,772,409		5,772,409
株主資本以外の項目の 事業年度の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	+							5,772,409	5,772,409		5,772,409

5,240,783

5,240,783

6,240,783

	評価・換算差額等	
	その他有価 繰延ヘッジ 土地再評価 差 額 金 評価・換 差 額 金	── 純 資 産 合 計 算 等 計
当 期 首 残 高		468,374
事業年度中の変動額		
利益準備金の積立		
利益準備金の取崩		
別途積立金の積立		
別途積立金の取崩		
剰 余 金 の 配 当		
当 期 純 利 益		5,772,409
株主資本以外の項目の 事業年度の変動額(純額)		
事業年度中の変動額合計		5,772,409
当 期 末 残 高		6,240,783

1,000,000

当 期 末 残 高

### 個別注記表

#### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。

貯 蔵 品・・・・・ 個別法に基づく原価法

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 · · · · 定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物および平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物8~20年工具、器具及び備品10年車輌運搬具4年

3 引当金の計上基準

賞 与 引 当 金 ・・・・・ 従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額基準に基づいて計上しております。

4 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

なお、いずれの事業においても履行義務充足後の支払い条件は、概ね1ヶ月以内に決済されており、重要な金融 要素はありません。

(1)不動産事業

不動産事業は、認可保育園用の建物の貸付業を行っており、この収益は賃貸借契約の期間にわたって計上しております。

(2)緑化推進事業

顧客との販売契約に基づく天然芝・散水設備・自動芝刈り機等の販売については、顧客に商品を引き渡した時 に収益を認識しております

芝生メンテナンス業務については、契約期間にわたってサービスの提供を行っており、期間の経過に応じて履行業務が充足されると判断し、収益を認識しております。

#### Ⅱ 会計方針の変更に関する注記

1 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、

「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び、

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を 当会計年度の期首から適用しています。これによる、当計算書類への影響はありません。

#### Ⅲ 株主資本等変動計算書に関する注記

1 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加 株 式 数	当期減少 株 式 数	当期末株式数	
普通株式	20 株	株	株	20 株	

2 配当に関する事項 該当事項はありません。

### Ⅳ 収益認識に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。